

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑬

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月14日（土）14：00～16：00

場所：公立学校法人会津大学

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：私たちは震災後、生活圏を閉め出されたと考えています。私たち一族は原発建設以前からあの土地に住み、荒れた土地を機械のない時代から手で耕し、生活をしてきました。私たちにとって、あの土地は私を生み、育てた母親と同じく、入れ替えることのできない大事な存在である。国はその母親を、理由をつけ、無理やりに引き裂こうとしているかのようだ。放射性元素の半減期や、廃炉まで30年から40年と言われる、帰還困難な中、最終処分場の場所が未定のまま、中間貯蔵施設の建設を強要する行為は、いつの日か生まれたところに帰れるという希望まで奪うのだ。

施設が必要だということはわれわれも分かっている。国の私たち地権者と向き合うプロセスが間違っている。なぜ地権者不在の中で物事が決まってしまうのか理解できない。当事者に説明がないまま、マスコミから流れる情報、中間貯蔵施設予定地がわれわれの生活していた場所へ計画された、方や土地の国有化の話などに納得はできない。私たちは仮住まいをし、仮の生活をしている。震災前より狭い住居と狭い土地で息を潜め生活している。どうしてもわれわれの土地を使用すると言うのであれば、震災前と同等な条件を生活の場を提示した上で話し合いをするのが筋というものではないか。

最後に、私は土地の国有化には反対である。金銭で私に受け継がれた魂を売るつもりはない。平成26年6月14日。以上です。

環境省：ありがとうございます。写真までお示しいただきまして、どうもありがとうございました。この今、お話になった内容、文書でもいただきました。それを今、お読みになったというふうに思いまして、その中でも施設が必要だということは分かっておられるという、本当にこれはどうもありがとうございます。

何回も繰り返しになるかもしれませんが、この中間貯蔵施設と言いますのは、福島県全体の除染を進める上でどうしても必要な施設。これはお願いするしかないと思っております。ただそれを今、おっしゃいましたように、例えばプロセスとか、あるいは順番と申しますか、そういうものについてかなりお叱りの文書だというように、今ちょっと読ませていただきますと「地権者と向き合うプロセスが間違っている。なぜ地権者不在の中で物事が決まってしまうのか」というところに凝縮されているのではないかと思います。と申しますと、やはり最終的と言いますか、あくまで地権者のご理解がないとこれは何もできないわけでございます。従いまして、地権者と向き合うプロセスについては、これは一番大切なことだと思えます。

ただし、それとマスコミの報道にも出ているという、マスコミから流れる情報に納得できない。これは、大変申し訳ございませんが、私ども決してマスコミに流しているということは決してございません。マスコミがいろんなところから情報を得ているのか、得ていないのか分かりませんが、マスコミがある意味勝手に書いているということでございまして、私どもも非常に困惑ばかりしておりますのでございます。

まず地権者さまと向き合う前、向き合うと申しますか、お会いすることがまずできないわけでございます。と申しますのは、地権者さまの情報をわれわれ、持っておりません。よくご質問にも出ているんですが、まずわれわれ地権者さまの情報をいただこうとすると、やっぱりどうしても町さんを通じないといいただけませんので、まだまだ施設の受け入れ自体、町のほうからご了解をいただけない状況の下で、地権者の方と向き合うということが事実としてこれはできません。これはご理解いただきたいと思えます。今回のご案内も町のほうのご案内状を送っております。そういうこともございまして、私どももまだまだ地権者さまと本当に、なるべく早く地権者さまと話したいわけなんですけど、そこままだプロセスが至ってないと。今回は事業の内容、調査結果の内容についてのご報告と、それと非常にご関心が高い地域の振興と、その取り扱い、これに対する説明会ということで、われわれ本当に、今ある情報を全て出してお話をさせていただく機会でございます。

それとともに、今回、ご質問・ご意見・ご叱咤をいただく場でもございます。従いまして、ここで地権者と向かい合うプロセスが間違っている、順番が逆じゃないかと。これも

よく私、直接お伺いしますし、事務所に電話もかかってくる。逆じゃないかと、まず地権者に話を持ってきて、それから町ではないかと、県じゃないかというお話、これはたくさんの方からいただいています。

しかしながら、私ども、繰り返しになりますが、地権者さまにお会いできるチャンネル、情報もございません。従いまして、現在のような、まずは説明会を開かせていただきまして、皆さまのご意見をいただくと。それからその次のステップとしてご了解をいただけたら、地権者の方とお話をして、具体的なお話をさせていたくというステップを踏ませていただかざるを得ない状況です。これは別に中間貯蔵施設だけではなくて、一般の公共事業はまったく同じステップを踏んでおります。従いまして、できるだけ早くこういうお話をしたかったわけですが、今までできなかったことに対しては本当におわび申し上げたいと思います。

しかし、やっぱりこういうプロセスとして、こういうプロセスを踏んでいくんだということで、地権者と向き合うプロセスが間違っているということについては、ちょっとそういう事情があるということは何となく私どものお話からご理解いただければと思います。ご理解いただけないかもしれませんが、また、今、仮住まいをして仮の生活をしておると、そういうことで震災前よりも狭い住居と狭い土地で生活しておられる。本当にこれは申し訳なく思っております。そういうことも本当に申し訳なく思っておりますし、またこういう本当にご不便をおかけした中で、先祖伝来の土地に公共施設をお願いすることについても、本当に心から申し訳なく思っております。

ただし、なんとかご理解いただきたいのは、この資料の中にもございますが、中間貯蔵が必要だということにつきましては、本当に必要だと思っておりますので、その辺りはなんとかよろしく願いできればと思っております。本当にこの文章をありがとうございました。以上です

参加者：6号線から60メートル弱、離れたところに住んでおります。今の説明の中、それから最近の新聞報道にしても、県、町村に打ち合わせをして、双葉と大熊に集約をさせていただいて、その間にいろいろなプロセスがわれわれには耳には入りません。

6月のどこかの新聞の取材、十何日の報道の中にありましたように、双葉・大熊両町とも首長は納得をしてないと。その中で当然、議会、行政区長等々に説明をしても、それらの方々は町民の1人でもあるわけですね。そういったプロセスも経たのににもかかわらず、なぜまだ納得がいかないままの中で住民説明会をやったのか。そこを私は知りたいです。よろしく願いしたいと思います。

環境省：どうもありがとうございます。6号線から60メートル離れたところにお持ちだと
いうことございます。なぜこういう住民説明会を開いたのかということにつきまして、い
ろんなお願いをしてまいりました。まず概要の説明をさせていただいているということ、
あるいは町議会さんでも説明させていただいたと。それはもう、決して了解されたとい
うよりも、住民の意見をまずは聞いてみましょうということで、直接こういう場を持たせ
ていただいたということでございます。

冒頭、私があいさつの中で説明しましたように、今日は私ども、国、これだけ省庁来て
おりますが、直接皆さま方にご説明できるいい機会というとともに、逆に直接またこの辺
りも、住民の方からご意見をいただく場だと、非常に貴重な場だと考えております。従
いまして、今日はとにかく皆さま方の意見を伺って、国の考えていること、現在で、本
当にわれわれも現在、今日の資料でもそうですが、これだけのことはご説明できるとい
うことで来ておりますので、そういう点でのお互いと申しますか、意見をいただいて、こ
ちらもご意見あるいはご回答をするという場でございます。従いまして、説明会の場とい
うのはそういう場だというふうに私も認識しておりますので、説明会の開催につきましては
今までにいろんなプロセスがございまして、町のほうからこちらの文書を発送させてい
たがまして、開催させていただいたということでございます。

参加者：そういう部分も含まれる説明があるのかなと予測はしてましたけど、各、県内の
町村にお願いをしたわけです。その中のプロセスの中で多くの会場に出ている質問に対
して、さらなる回答ができてないって首長は言ってる発言じゃないんですか。それを今さら
住民説明会の中でもまだそれを出してくるって話はないんじゃないですかね。

環境省：実は説明会を通して、皆さま方に同じお話をさせていただくのが私は基本だと思
っております。従いまして、どの会場でも同じご質問。ご質問もかなり共通なご質問が多
いです。それに対しまして、私どもも皆さま方に同じ情報をお出しするという意味で、答
えられることを全て答えております。

また、ほかの会場でどんな意見・質問が出て、どんな回答がなされたかといいますのは、
実は環境省のホームページで順次載せておりますので、すでに最初のころの内容を全てア
ップしております。そういうのも含めましてご覧になっていただければなと思います。

繰り返しになりますけど、やはり皆さま方に同じお話をまずさせていただいて、いろ
んなご意見をいただくのが基本だと思っておりますので、こういう説明会を開催させてい
ただくことでございます。この前も6月8日、先ほどの新聞記事につきましては、新聞記事

の内容でございますので、発言、新聞記事、その辺りは私ども、コメントできる立場にございませんので、新聞記事についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

参加者：私たちの行政区は国道6号線を境に分かれていまして、私の家は6号線から西側へ300メートルほど入ったところにあります。で、お墓のほうは6号線から東側のほうにあります。このように行政区が分断された地区であります。

ところが今回、国の話では6号線の東側の土地、建物等を国が買い取りをして、6号線の西側はまったくそういうことがない、関係がないということで聞いております。これはどういうことでしょうか。果たして、私の土地、建物、近い将来に民間不動産で売買ができるのでしょうか。私はできないと思っています。誰が隣に中間貯蔵施設、6号線は放射線の高い廃棄物を1日に約数千台を運ぶ、そういうメイン道路になります。こんな場所に好きこのんで普通の人々が土地を買ってもらって引っ越してくるのでしょうか。そうすると、40年先の原発の廃炉まで私たちの土地・建物の資産価値というのはゼロということになります。どうしたら良いのでしょうか、教えてください。

で、もうその場所に住む気は、今、諦めましたので、国か県か東電で、私たちの土地・建物のほうも売りたいという希望者には買っていただくというような選択肢を設けてもらいまして、私たち家族のこれから先、前に進む力の少しでも足しになるような形で考えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

環境省：ありがとうございます。確かに行政区によって国道6号線によって東、西あるということ、私ども存じ上げております。今のお話も、ひとつの行政区だから、分断するのではなく一体として扱ったほうがいいんじゃないかというご意見もおそらく含まれていると思います。実は午前中もやはり同様の、もう少し内陸のほうに境界を移せないかというご意見もございました。6号じゃなくてももう少し内陸に移せないかというご意見もございました。

そのちょっと前提をまずお話しさせていただきたいんですが、こういう施設を造るときにはどこかで境界線を引かないといけないというのは、これはなんとかご理解いただきたいと思っております。例えば、公共事業でダムを造るにしても、道路を造るにしても、どこかで境界が出る。ダムだったらダムを造って、その水をためるところの境界が出るということとはなんとかご理解、これはもう、どんなやり方をしても境界が出るのは、まずご理解いただきたいと思っております。それを前提で、私どもひとつにはなるべく、施設の影響が少ない

範囲が必要じゃないかという話もいただいたこともありますので、どこかで切らなきゃいけないということで、国道6号線で切らせていただいたということでございます。

ただ、今のお話でしたら、例えばその国道6号の西のところを、例えば不動産会社はどうなんだとか、やっぱり将来、いろんなトラックがいっぱい通って生活環境的にも非常に厳しいんじゃないかとか、あるいは実際、不動産を売買しようと思ってもそんなことはなかなか困難じゃないかということで、実質的に非常に生活自体が困難じゃないかと私も十分理解しておるつもりです。理解していると言うと、ちょっと怒られるかもしれませんが、そのつもりでございます。しかしながら、やはりどうしても境界が出ざるを得ないということもございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

ただ、今おっしゃいました件、午前中ももう少し内陸のほうに持って行ってほしいと意見もございました。これはいろいろな会場で実際出ております。出ておりますので、その意見は、本当に大変申し訳ないのですが、ここでは受け止めてさせていただいて、ちょっと持ち帰らせていただくという以外、口にできないので、申し訳ないと思っております。

ただ、どうしても境界はどこかで出ると。仮に6号線の北側でもどこかが出るというのは間違いない事実でございますので、その辺りはなんとかご理解いただきたいと思います。おっしゃることは私、ごもっともだと思います。どうもありがとうございました。

参加者：境界はもうしょうがないと思ってます、それは。どこかで線を引かないといけなのは当たり前のことであって、どんな工事にしたって境界っていうのは出てくるのは分かっています。ただ、その境界から多少出た部分に関しては、売りたい土地にいる人も買っていたきたいという人に対しては、民間が買ってくれないんですから、公共のほうで買ってもらうしかないんじゃないかと思うんですよね。

民間で売買できるんだったらそんなこと言いません。じゃなかったら、逆に民間の不動産を紹介してください。そこで「うちで買います」っていう不動産屋を紹介してください。そしたらすぐ連絡取ってやり取りします。それができないのであれば、東電さん、国のほうで緩衝地区みたいな形で考えてもらわないと、まったく不公平な形になると思うので、ちょっとお話しさせていただきました。

環境省：ありがとうございました。敷地は、今そういうことではない。例えばいろんな影響があるので緩衝地帯がもっと要るんじゃないかとか、あるいは、端的な言い方をひとつさせていただきますと、売ることを希望する方については、国で用地の手当てを、買ったかどうかというお話だと思います。このお話も私よく、実際いただいておりますのは事実です。

ただ、この場ではなかなかご返事ができないのはご理解いただいて、そういう意見が多くあることについては、私どもちょっと共有をさせていただいて、持ち帰らせていただきたいと思います。私どもも事情は十分理解させていただいているつもりでございますので、その辺りでちょっとご了解・ご理解いただけませんか。どうもありがとうございました。意見については重々。

参加者：もうこういうことをやれば、こういう質問は出てくるっていう想定問答の中に出てるはずですよ。それでなんでまた持ち帰って答えを出さなきゃいけないんですか。で、どんどんどんどん引き延ばされてるんです。それでいつ、ぎりぎりになって、じゃあこうしますっつって、それでスタートしちゃったら、ほかになんにもあと言いたいことが言えなくなるし、1回、この場でもう終わりますって言われて、あとじゃあ、このページに答え出します。そういうやり方はないんじゃないですか。もっと人間と人間、信頼関係を作ってやるのであれば、もっと心のこもった暖かみのあるような返答をしてもらわないと、どんどんどんどん不信感募らせて、今度は皆さんもっと反対するかもしれないですよ。全員が。そこがないですよ、血の通った質問、質疑応答じゃないと思うんですよ。

それはやっぱり役所仕事ならば、国がそうだから、上から目線なのか分からないですけど、われわれはずっと原発事故以来、そういう目にずっと遭ってきました。全て上から目線でやられています。言葉では弱者を助ける、皆さんのなんとかっていう言葉だけです。気持ちが入ってません。信頼できません。と私は感じてます。

環境省：言葉に血が通ってないと、あるいは言葉に心が通ってないという、おっしゃることに対してはなんともこれは返す言葉もございません。私としましては、なんとかできることはできると、答えられることは答えられると言いますが、答えられないことまで無責任になかなか「そうです」と言えないのはこれ、本当のところでございます。その辺りは、私も自分に対してうそをつくこともできませんし、やはりできないことを簡単にできると言って、できなかつた。それも私も無責任だと思っています。

従いまして、心がこもってないという今のご指摘ですが、本当に私ども、なんと申し上げていか分かりませんが、もし私のものの言い方とか答え方が悪いのであれば、これは本当におわびするしかないと思っております。これは本当すみません。

ただし、何度も言いますが、やはりここで想定範囲だとおっしゃいましたけど、同じ想定でも、想定して答えられるもの、イエスと言えるもの、ノーと言えるもの、いろいろあると思います。今いただいたご質問については、本当に私ども、いろんな方から聞いて

おりますし、今のところ答えられないのは本当のところでは。そこはご理解いただけないかもしれませんが、これ以上、私、なんとも申し上げることはできません。ただその返答がお役所的だとか、あるいは一方的だと言われれば、その言い方に対しましては私、本当に心からおわび申し上げます。言い方、答え方がお心に傷をつけるようであれば、これはこの場でおわび申し上げます。

ただし、申し訳ありませんが、私も自分に正直でありたいと思っておりますので、なかなかこの場で「そうです」という返事ができないときははっきり、できないと言います。その辺りはご理解いただきたいと思えます。また先ほどのプロセスが逆じゃないというお話とも関連しますので、その辺りも心してわれわれも十分やっていきたいと思えます。どうもお返事になってないかもしれませんが、そういうことでございますので、なんとかこれでお許しいただきたいと思えます。言い方については本当に気を付けてまいりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

参加者：最終処分についてちょっと確認したいことがあるんですが、中間貯蔵施設に2,200万立米の廃棄物を運び込みますということで、30年以内に県外で最終処分ということなんですが、この最終処分の対象になるのは10万ベクレルを超えている廃棄物であって、それ以外のものについてはその場に置きっぱなしになるのか、運び込んだもの全てが県外で最終処分になるのか。その辺をちょっと確認したいんです。よろしく申し上げます。

環境省：県外で最終処分するものについて、10万ベクレル以上というような基準があるわけではございません。30年という月日の中で放射性物質についても減衰をします。これは今、10割といたしますと、30年後には6割減って、4割になるということでございまして、例えば8,000ベクレルのものについては、3,000ベクレルまで下がるということでございます。もっと低いものはもうちょっと下がりますので、ある程度下がったものについては再生利用ができますし、それから、今後30年の技術開発の中で減容化ということで、濃いものと薄いものに分けることも考えられております。今でもすでに技術はありまして、ただコストなどの面でそれがまだ実用化までいっていない部分もございしますが、30年というような期間の中でそれもやっていくことにしております。

資材として使えるような土が出てきた場合は、できるだけ使っていくべく、国民の皆さまの理解も得て、濃度が下がったもの、あるいは本当に土と一緒にしたのものについては再生利用していくというようなことも考えられます。そういった形でいろいろ、これから濃度がどれぐらい下がるのかとか、それから技術開発の動向がどうなるかというようなこと

も含めて、どういった形で最終処分を県外で行っていくかを考えていかなければいけないと思っております。決して濃度が低いからといって、元のところに置いておくことを決めているようなことはございません。

参加者：今般、双葉町と浪江町に先般、除染作業をしたと思うんですけども、この放射線の減った率が16%から36%というような新聞報道があったんですけど、それは間違いないでしょうか。それで、そのことについて、やはり帰還困難区域なんですよ、大熊町はほとんど全域が、残っている場所以外。つまり、大川原地区を除いては全部帰還困難区域になってるんです。そういったものを何年間かけて除染するつもりなのかということ。例えば、5分の1減っていくとすれば、これ、何回やってやるのかという、例えば、3分の1ずつ減っていけば、それは何回やるのかということですね。それで、山の除染に関してはおそらくやっていないというようなことで、浪江は赤宇木等は、うちとうちからの入り口のところだけやったということなんですけれども、ここに吉田議員が来ておりますので、その辺の事情は吉田議員が分かればお聞きしたいんですけども。

そういったようなことで、私どもが帰れるのはいつなのかということなんです。それで、もし帰れないんだったら帰れないで結構ですから。もう3年もこういった状態に置かれている私たちですから、ぜひともその辺を考えて、私たちの身の処し方、これをどういうふうにしていけばいいのかということを考えていただきたいと思います。それで、私どもが家のことを言えば、まだ賠償が済んでいないです。うちの賠償。私どものうちはそれなりに古くて、それなりに評価が難しいと思うんですけども、逆に言うといろんな固定資産とかいろんなのを入れますと、くそにもみそにもなんないような値段なんですよ。こういったような状態で、私たちはぼっと追い出されるわけです。ですから、その辺のことはもうちょっとお考えいただきたいということと、もうひとつはあれなんです。この住民説明会を開くのであれば、やはり最低の値段ぐらいはその中間貯蔵施設の売上価格として、最低の単価ぐらいは提示すべきじゃないかと思うんですよ。そうでないと考える基礎がないじゃないですか。

で、私たちに住民説明会ということであれば、やはり住民を相手にしてやるわけですから、中間貯蔵施設の候補地の方以外にもそれを取り巻く私たち、帰還困難区域の人たちも含めて、対象にしているわけですから、この辺の人たちもいったいどうしたらいいのかということをおなたたちが持ってなくちゃいけないでしょう。ですから、その辺をちょっと私も最初の住民説明会にも出た、発言したんですけども、その辺全然進歩してないもんですから、私はその辺、はっきりと言ってもらいたいと思います。

ですから、そういったことを含めて、もう一度、住民懇談会を開くのであれば、開くとこの場で約束していただけますか。つまり、今、先ほども質問あったように、帰れない地域の人に対しては、それなりに役所で買い上げてくんねえかとか、いろんな話出たと思うんですけども、こういったことに対してあなたはまだそういったことを考えている、考えているというか、頭にあるとは思いますが、その辺のことを考えていないというような返事だったんですけども、そういったことをわれわれに返答する機会を与えて、それで考えさせてくれませんか。ということはどういうことかと言うと、住民説明会をもう1回開けるかどうか。9月ごろ、できるならば開いていただきたいというようなことです。以上です。

環境省：まず最初に除染の関係、それから放射量の見通しについて答えさせていただきたいと思います。ご質問にもございましたが、帰還困難区域によって、除染がどれほど効果があるのか、それから、実際に作業をやられる方々の被ばくの管理というのをどうしたらいいのかというようなことから、昨年10月からモデル的に実証事業をやらせていただきました。浪江と双葉でございまして、双葉町では3カ所やらせていただきました。その結果が分かりましたので、先般、ご報告させていただいたところでございます。

数字でいきますと、ふたば幼稚園では67%から73%、厚生病院では67から71、山田農村広場では39から80%程度まで低減したということでございます。しかしながら、低減したあとの放射線量を見てみますと、1時間あたりで、3.8から4.46 μ Svというような形でばらつきがございます。全部取り切れてはないということでございます。では、そういう除染の結果から将来の放射線量をどうやって予測するかということで、関係省庁とともに作業をしています。さまざまな仮定を置かなければいけません。用いるデータも航空機で測っているものであったりしますし、将来はいろんな仮説を置かないといけないということで、ひとつの参考としてお示しするように作業しているということを配布しました資料でも書いているところでございます。

しかしながら、双葉町、それから議会のほうから強い要望がございまして、現在の国の考え方を整理してお届けしたところでございまして、その数値を見てみますと、先ほど申し上げました双葉の幼稚園、厚生病院、それから山田農村広場におきまして、事故後10年ですから、これから7年弱でございしますが、機械的にいろいろ試算をしてみますと、1時間あたり1.2から2.1 μ Svというぐらいの予測になってございます。こういう線量低減のシミュレーションの作業を行い、見通しをお示ししていくということになると思いますが、放射線量の見通しに加えまして、帰還のことをどう考えていくのか、その放射線量の受け

止めはいろいろございますので、どう考えていくのか。また産業というのはどうやっていくのか、復興の絵姿はどうするということをいろいろとご議論しながら、その地域のことを政府として考えていこうとしているところでございます。

作業が遅くなっておりますけれども、なるべく早くそういった判断する材料を、政府としてお届けしていきたいというふうに申し上げます。

環境省：ありがとうございます。勿来の説明会でもご意見を述べられました。最低の単価、最低の単価を示すべきではないかというお話も、その説明会でもお話をされたと私、認識をしております。そのときも申し上げましたが、実際の補償額算定につきましては、やはり現地の調査に基づく個別性、建物、あるいは造作物の個別評価を行うということもありますので、これは事情ごとに異なります。そして、現在、施設の受け入れ自体はいただいている状況で補償額のイメージをお示しすることは、内容が異なった場合等もありますので、お示しすることは私ども、適当でないと考えておりますし、また繰り返しになりますが、施設受け入れの段階で具体的なお話をこの、先ほど地権者の方おられましたけど、お話しするのは難しいと。

それは、仮に受け入れていただいたあとに地権者の方を特定して地権者の方々を対象として、あくまでこれは相対でございますので、対象にした、例えば説明会などを開いて、そこで補償関係についてご相談しながら進めていくということになります。

従いまして、大変申し訳ないんですが、こういう場では単価というのがお示しはできないというふうに私は思っております。それと、区域以外の人もおられるのではないかとのお話でしたけど、それはまたこういう単価をお示しするのは別のお話であると思っておりますし、それから説明会なんですけど、今回両町の町民全体の皆さま、それと司会のほうから予定地内各所に権利をお持ちの町外の企業の方も、トータルとして同じ説明をさせていただきます。

従いまして、まずはこういう説明会、まだ終わっておりませんし、あるいは同じ方が質問されているという状況ありますので、トータルとしてまだ説明会は終わっておりませんので、説明会が終わってから、やはり内容について精査をして、そのやり方につきましては先ほど申しましたように、われわれ皆さま方にアプローチするすべがございませんので、県やあるいは町ともご相談させていただいてという形で次のステップ。まさに順番が逆じゃないかというご指摘もございましたので、そういうようなご指摘も踏まえて、次のステップになるべく早く移りたいと思っておりますが、いずれにしても今回お集まりいただいておりますのは、やはり事業ということで、事業の内容をご説明、それと非常にご関

心の高い生活再建と地域振興としての対応という、トータルのお話をさせていただいております。従いまして、次のステップをどうするかということにつきましては、やはり町、あるいは県のほうとよくご相談しながら進めていくというふうになるのではないかとこのように思っておるところでございます。以上でございます。

復興庁：被災者の方々の身の処し方をしっかり考えるようにという、そういうご意見だったと思いますので、若干お答えをさせていただきます。今、国の福島復興に対する基本的な考え方は、被災者の方々それぞれのご判断に応じて、しっかりとした施策を各種そろえて、被災者のご支援にあたるという、そういう考え方が基本でございます。具体的には、今、われわれとしても意向調査を実施して、住民の方々の意向把握にできる限り努めておりますけれども、被災者の方々それぞれ、もう既に移住をお決めになった方、ほかの場所に住むというご決断をされた方、あるいはまだ判断に迷われている方、あるいはやはりどうしても戻りたいという方、それぞれいらっしゃいます。

例えば、移住をされた方、新しい場所に住居をお決めになった方につきまして、これは午前中も申し上げましたけれども、昨年度、原子力賠償紛争審査会が追加賠償についての指針を出しまして、新しく、住居確保に対しての新しい追加賠償が決定したわけでございます。その賠償の支払いも、もうそろそろ始まると聞いております。そういう形で新しく住居をお求めになる方々に対する支援を充実しています。また、判断に迷われている方は、一番のポイントとしては、いつ帰れるかということかと思っております。先ほどご質問もあったと思いますが、それは早急に、各省庁と検討を進めておりますけれども、それを待つ間、しっかりした居住環境に住んでいただけるように、復興公営住宅を県と町とご相談をしながら作っております。早いところは入居も今年秋から始まります。そういうことも取り組んでいるわけでございます。

あと、どうしてもお戻りになりたいという方につきましては、これは大熊町、あるいは双葉町の復興そのものをこれからどうしていくかということでございますが、今、両町で復興計画をお作りになっている最中でございます。これはわれわれ復興庁としても全力で支援させていただいています。また、その計画を具体化をして、事業化される段階になれば、福島再生加速化交付金という新しい交付金制度を用意しております。そういった支援の体制も整えているわけでございます。まだまだ不十分かもしれませんが、そういった形で被災者の方々のそれぞれのご判断に応じて、できる限り、国としては各省そろってサポートをさせていただくよう、努力している最中でございますので、ご理解をいただければと思います。どうもありがとうございました。

参加者：許容値量の話なんですけども、先ほどかなり減っているというような話はしたとは思うんですけども、実は2年前に役場前を除染しましたよね。それで、今どのぐらいあるかご存じでしょうか。今、私が行ってきた限りでは5マイクロあります。で、茂みの中は10とか11マイクロぐらいあるんです。そういった形でもう、2回も3回もそういった形でやって、繰り返しやって、それで線量が減っていく、人が住めれないというのはチェルノブイリのこと、もう諦めかかっているじゃないですか。だから、そういったことをよくもその、しゃあしゃあと言うのかというのがひとつあります。それはそれでひとつ言えます。

それで、その放射線量が低くなるってということと、私たちが帰ってくるのは一緒のことなんです、これは。放射線量が低くならない限り、私たちは帰るところがないということなんです。それで今、復興庁の方がおっしゃったように、いわゆる住宅の賠償がそれなりの形を取っているような、平均的な、例えばサラリーマンでいて、結婚して、2人の子どもを持って住んでいるようなうちは、それなりに当てはまるとは思うんです。ところが、私どもみたいに屋敷がただっぴろくて、それで、あちこちに農家ですので、あちこちにぼろ家というか、いろんな施設を持っていて、非常にこういったものの評価というのは低いんですよ。

で、そういったことがあるんで、このような中間指針でそれがなんとかなるんだというような話なんですけども、それだってなんともなんないですよ、私は。この件についてやっぱり、もうちょっとそれなりにもうひとつ、考えてもらいたいと思うんです。それで、最後に環境省なんですけども、環境省、もう一度この、つまりこの町民との懇談会をやって、やったあと、町長の考えかって、あるいは県の考えかって、それで環境省は1本釣りで今度買収に入るというような話を一番最初の冒頭のあいさつでしたんですけども、本当にそういうふうな考えでおられるんでしょうか。この中間的な答えをもう1回、私たちの前に出す必要があるんじゃないでしょうか。そうでないと、私たちはなんの回答も国から得てないうちに、やみくもにこういった買収工作とかそういったものに飲み込まれてしまうような気がするんですけども。その辺についてひとつお聞きしたい。

環境省：最初、除染のことについて話しをさせていただきます。ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいたように場所によって非常に違いがあるということです。除染をやっても放射線量は地形であったり、周りの状況で変わります。それで、それを受け

止める住民の方の考え方もさまざまであるということで、放射線量の低減見直しを出す上で一番難しいところでした、そこで時間を要しているところがございます。

しかしながら、先ほど申し上げた場所、双葉の3地区では実際に除染をしたらこれぐらいになったというデータと、事故後10年ぐらいだったら、仮定をいろいろ置いた上でどれぐらいなるかっていうことを申し上げました。ですからそこが安全だとか、放射線量の低減イコール居住っていうことではないということでございます。ありがとうございました。

資源エネルギー庁：今日は中間貯蔵の説明ですので、賠償の説明はごく簡単にしたいと思いますのですが、さっきお話の中で、まず住居確保損害で、古い家でだっ広いというようなケースは、実は今回、追加で払われる金額は古い家であればあるほど、追加の金額で新しい家を買われる場合には、一定額、補償されます。今ここで金額をどうこう、説明が入ると長くなってしまいますので、もしできれば後ほどご説明したいと思いますのですが、いずれにしても東京電力が間もなく請求受付の、書類で送れると思いますので、あらためてまたそのときにでもご覧いただければと思います。

環境省：どうもありがとうございます。やはり最終的には地権者の皆さま方のご理解をいただきながら丁寧に、丁寧に説明をしていって、というプロセスが大事だと私ども思っております。いずれにしても現在まだ説明会、現在、実施させていただいております、まだ途中でございますので、そのプロセスにつきましては、やはり、終わってから当然両町さん、あるいは県ともご相談しながらやっていく必要があると思っておりますので、その辺りご理解いただきたいと。まだまだ今日もこのあと、あした、説明会がございますので、そういうところの意見をいろんな方からいただきながらやっていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

参加者：今、なんか難しいです。よく私には、中間貯蔵というのが必要だっていうのは分かります。それで、私も6国から西側のほうにうちとか田んぼ、畑があるんですけども、なんか今お話聞くと、中間貯蔵の造るところの境界線っていうのはよく分かりますけど、それ以外のところ、もし帰れない場合はどんなふうに関与をしていけばいいのか。うちとか、その田畑ですね。どういうふうにすればいいのかなっていうふうに、とてもこう不安になってくるんですよ。もっとも、うちにも帰れない、今の一時帰宅っていうのはひと月に1回とか、年に12回程度で決められていますけども、行くたびに悲しくなってきました。そのうちのほうのネズミの害とか、それから田畑の周りの景色を見ると、ああ、私この田んぼとか畑、どんなふうこれから管理しなくちゃなんないのかなって、こんなふう

うんですけど、そういう管理の方法はこれからどうすればいいんですか。その辺をお聞きしたいなと思います。

内閣府：今、何名かの方々が線量についてのお話をされたと思うんですけども、まず線量は近い将来、どのような状況になるになるのかというのがまずひとつございます。その上で、まず帰還困難区域についての行政の考え方等々、これから提示されていくと思います。従いまして、まだ今しばらく実際、要は帰還困難区域にご自宅をお持ちの方々ですね。実際に、いつ頃、ご自宅にお戻りになれるのかについては、しばらくわれわれのほうの取り組みをお待ちいただきつつ、あと、私どもは町、あるいは環境省等々と相談しながら検討していきますので、よろしくお願いします。

参加者：先ほどありました土地、建物の賠償の考え方。ちょっと私なりに考えていることをちょっと、そちらで話されることと今回の説明会の中で、ちょっとかみ合わないところがあります。というのは、要するに私たち、これまで受けてきた賠償ってというのは、放射能に汚染されたものに対する賠償ですよね。それで生活再建をなさっていう賠償っていう意味ではないですよ。それが1点ね。

で、今回の説明会は中間貯蔵を造るための土地の買収なり、そういった問題で土地を提供していただけないかという説明会ですよ。そこのところは私の考えているものとちょっとずれてる感じがしますので、これで差額がこれから出ますよ。その差額っていうのは、今まで払われてきた中で、不足分だったからお支払いしますっていう差額ですよ。それは放射能でわれわれが被害を受けて、帰還できなくて、建物、土地が使えないから補償しますよっていう補償ですよ。その件については国のほうに判断を委ねますから、協議の中では話は細かくしませんよ、という趣旨の中で書いてある、言っているはずですよ。私はそれを読んだので、あ、これは中間貯蔵とはまた別なんですよ。ですから、その件をわかまえながら進めていかないと、みんなごっちゃになっちゃうんじゃないかと思うんです。

大熊町は全体、皆同じ考え方ですよ。買い上げは6号線からこっち側だ、いや西側だ。そういう補償の仕方では大熊町、ひとつになれないですよ。そういうのは考えていていただきたい。やっぱり最初からそういうものを持って、考え方を決めて、ここだけのものに説明をするっていうような考え方では、住民の方、納得しないと思うんです。ですから、そういうものをよく考慮していただいて、もう一度、その回答を持って、住民の説明会をしていただかないと、私は判断する材料がないんです。単価も出てない。そういう

ことを私はひとつ、言いたかったんですが、よろしくひとつこれをして、再度、お願いしたいと思います。

環境省：すみません。賠償と補償、このページは、2ページの下のほうに載っておりまして、損失補償というのはいわゆる公共事業でご提供いただいたり、あるいは家屋を移転していただいたりするのを損失補償と呼んでいます。それは賠償とはまったく、もう全然違うものだという事です。そこにはまったく影響されない、まったく別物とお考えください。そこはまずひとつです。

あと、それと、これも繰り返しになりますけど、中間貯蔵施設において地域が分断されると。先ほどのお話でも大熊町の行政区でも道路の西と東で分断されると、そういうことによって、やはり敷地の中と外でいろんな差が出るのは好ましくないんじゃないかというのは、おそらく根底と言いますか、そういうところにあると思います。やはり、いろんな方からそういう意見が出ておりまして、敷地の外はどうするのかと。あるいは、敷地をもっと広げるべきではないかと、あるいは緩衝緑地を広げるべきではないかという、同じようなご意見をいただいております。

ただ、繰り返し申し上げますが、どこかでやっぱり線を引かなきゃいけないと。だから、線を引くにあたって、線の中と外で、今のお話でしたら、なかなか差をつけるのは実際問題、行政区を分断するようなことになって、それは困るんじゃないかというお話も私も重々承知をしております。繰り返しになるかもしれませんが、あくまでこれは皆さんのご理解をいただかないことには、地権者さまのご理解をいただいて進んでいく仕事ですし、またその施設が周辺の方に与える影響というのも当然考慮してやっていかなきゃいけないということで、物理的、科学的にはいわゆる安全は担保できても、安心は担保できない。安心については心配だという方もいっぱいおられます。そういうのも払拭して、皆さまのご理解をいただきながら、していくのがわれわれの仕事ではないかと思っております。

いずれにしても、やはり今、地権者の方への丁寧な説明とともに、こういう場を設けていろんな説明をしていくことが大事だと思っておりますし、まだまだ今後のプロセスについて、これは町のほう、町の方、県の方とご相談させていただくということになるかと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

資源エネルギー庁：ご質問ありがとうございます。おっしゃった通り、言葉が補償と賠償と似ていたり、生活再建とかということがどうしても入ってるので混乱しがちなところはあ

るんですが、東京電力から払われる賠償は、これは中間貯蔵施設の対象になるか、ならないかを問わず、皆さんが、全員対象となります。私、そちらのほうを担当しておりますが、その点、1点だけ申し上げますと、財物賠償はこれまでお支払いしてきたところですけども、どうしても移住される場合に、従来の賠償額では足りない。従って特に古い家の場合足りないの、従って、従来の賠償の考え方を超えて、まさにそこは生活再建的な考え方は入ったんですけども、避難先であれば別のところも含めて、それが買えるような施策を、実際に家をお求めの場合には、追加でお支払いします。

繰り返しになりますが、今日はその説明の会ではないので、これ以上は割愛しますが、もし、私別途、後ほどお答えできることがあればお答えいたします。

参加者：はい。ありがとうございました。お願いなんですけど、先ほども言いましたけども、国のほうで説明して、住民の説明会を開いているわけですので、住民のほうの意見も吸い上げていただいて、もう一度、こういう会をぜひ開いていただきたい。これが私の要望です。そうじゃないと、先ほど言ったように血の通った説明会にならないと思うんです、一方通行で。ですので、ぜひそれは実現していただかないと、われわれは判断できません。よろしくお願いいたします。

環境省：ご意見ありがとうございました。やはり施設の中と外と、いろいろそういう区域の問題等、あるというのは重々承知しておりますので、今後のプロセス、やはりわれわれ皆さま方に直接アプローチするようなチャンネルもございませんので、町や県とそのプロセスについては、よくご相談をさせていただきたいというように思います。

参加者：この説明資料の中に33ページを見ますと、5月に住民説明会をやって、来年の1月には搬入を開始するというふうになってますけども、この搬入是非の判断というのは誰がするのか。で、そのわずか半年なんかで受け入れまで持ってくってということは、単純にこの説明をやればもう決まると、もうありきの話の中で進めて行って、たった半年で受け入れまで持っていけるんですかね。その辺が非常に見てて、この説明会の趣旨っていうのがいまいち分からない気がするんですけども、よろしくお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。お手元の資料の33ページについて、住民説明会5月31日から始まりまして、説明会、開催させていただいております。その次、今、次のスケジュールと申しますか、カレンダーと申しますか、27年1月搬入開始したいということです。はっきり言いまして、これは相当厳しいスケジュールというのは間違いないと思っております。

ます。それで、それまでにやはり、最低と申しますか、搬入をする場所の用地が確保できないと搬入、これはできません。最低限の用地が手当てができて、それで詳細設計をして、それとともに工事を実施すると。一連のプロセスはこれには間違いございません。そういう点から言いましても、非常に厳しいスケジュールでございます。

しかしながら、そのためには私どもなるべく早く受け入れるというお話をいただきたいと思っておりますが、ただ一方、大変申し訳ございません。避難されておられる方で、先祖伝来の土地にこういうものを造らせていただくということなんですが、福島県全体の復興を見ますと、これは大変申し訳ないんですが、やはり中間貯蔵の道筋が付かないと除染が進まない。それと各地で仮置き場、あるいは一時保管というものが相当、県内にございます。そのためには私どもとしましては一刻も早く、なるべく造らせていただいてそこに搬入をすると。これによって、大変申し訳ございません。福島県全体の復興につながると。施設の必要性については、ご理解、ぜひいただきたいと思いますが、それとはまた別の、折り入ってやはりこういうお願いをするのは大変心苦しく思っております。私ども、とにかく目標を立ててやらないと、福島県全体の復興ができないという意味で、27年1月になんとかさせていただきたいということでございます。非常に厳しいのは私も承知しております。

参加者：それとこれとは別だな。それことこれは別だ。

環境省：別でございます。ただし、こういう目標を持ってさせていただいて、厳しい行程とは分かっておりますが、なんとか今のところはこれで進めさせていただきたいということと書かせていただいとるわけでございます。別というのは十分、私どもも承知しております。

参加者：判断は誰がするかというのをお答えいただけないんですけども。

環境省：判断を誰がするか。最終的な判断というのはやっぱり用地をお持ちの方かと思いますが、ここで町および県のほうでご判断をいただかないと、われわれ地権者の方にアプローチができないというのは思ってます。

参加者：今、こうやって話を聞いていると、横から指摘する人はいないような気もするんですけども、あなた方は急いでるかもしれませんが、われわれはもう3年、こういう状況にあるわけですね。われわれの復興っていうのは今までの話で出てますけども、確かに全体を見れば必要なことだとは思いますが、なんかあまりにもこう、性急すぎるっ

ていうかそういう気持ちがあるんで、もうちょっと、例えばそこが遅ければ、どんどん遅れていっても仕方ない話なんですよね、きっとね。どんどん、遅れるのは仕方ない。われわれもどんどん待たされてんだぞ、なあ、環境省も少し遅れてもしょうがないんじゃないですかね。

環境省：非常に厳しいお言葉、非常に、なんとも言葉がございません。非常に厳しいお言葉だと思います。おっしゃる通り、それは間違いございません。むしろ中間貯蔵と言うよりも、もう3年以上、不自由な生活を送られている。その今後の進め方についてはどうなのかというお話だと思います。それはごもっともだと思います。厳しいお言葉だということで受け止めさせていただきたいと思います。おっしゃりたいお話も重々理解しておるところで、中間貯蔵というよりもむしろ、生活全体と申します、お話だったと思いますので、どうもありがとうございました。

参加者：先ほどからいろんな方の意見にある中で、やはり今、原子力事故で帰還困難区域の経済価値というのは損失している。損失しているというよりも、ほぼゼロに等しいこの状況の中で、今日の説明は中間貯蔵施設に係る土地の対応について、生活再建・地域振興策について、というのが前面に出ておりますけども、生活再建・地域振興策というのはたかだか2ページ。これにあなたたちの気持ちというか、考えが凝縮されてるんじゃないかなと私は思うんですけども。

中間貯蔵施設というものは確かに必要性は分かっていると。町民の皆さんたちはその辺は理解するところ。でも、迷惑施設であることには変わりなく、これがどのような大熊町の、地域の経済価値を嘆いているかということについて、やはり説明が足らな過ぎるんじゃないかなと。私たちは先ほどから、先祖伝来と言ってますけども、先祖伝来の土地。その先祖の、その土地ってだけじゃないんですよ。私たちは先祖伝来の価値、価値を後世に引き継がれなくちゃなんないんですよ。でもこれ、後世に引き継ぐということでも、今の現状では引き継げない。これ結構、これではどなたでもそうじゃないかと思うんですけども。

で、この中間貯蔵と、先ほどのほうから順番逆と言った人もいますけども、やはり中間貯蔵の前に要は、町の将来の姿にどのような支援があるべきか。これが重要になってくるんじゃないかと思うんですね。それがあって初めて中間貯蔵を1セットで造らせてくれるという話になるのが、筋じゃないかと思うんです。それで、これ、NHKの確か世論調査かなんかで最近出たやつなんですけど、これ、内閣の支持率かなんか調べてた世論調査なん

ですけども、今この東日本大震災およびこの原子力災害について関心を持っている方が何割か。だいたいこれ10ポイントぐらいだと思いましたがね。確か見てると。順位で言うと6位。もうオリンピックのほうが上位に来ていると。そのような状況の中で、10年先、20年先にいくら施設を持ってくると言っても、これは保証できますか。何を担保にできますか。というのがありますよね。だから、その辺の道筋をしっかりとってから進めるべきなんじゃないのかと。

先ほどもちょっと2ページの中であります、自由度の高い交付金とありますけど、これを、これで何をやるの、といったときに、いろんな施設を持ってきます、研究施設を持ってくるとかいろんな話も新聞の中では聞こえてきてます。やはり、しっかりそういうところを、具体性ですか。その辺を示してもらいたいと思うんですよ。例えば、政府のほうと何とか、首都機能移転ってありましたよね。阿武隈山系、その辺が駄目になったときからちょっと福島はこの現状がおかしくなってきたように私思うんですけど、それはさて置いて、要は国として、どういう施設を。例えば国の機能の何か一部、こっちのほうに移転すると。で、あなたたちが住むと。住んでもいい地域にすると。その辺をしっかりと答えていただきたいんですよ。だってあなたたちは福島はこの帰還困難区域の価値になんの貢献をするという、その辺が全然見えない。その辺を踏まえて、今、いろいろ言いましたけども、ちょっと答えていただきたいと思います。

復興庁：町の将来姿がいまだに見えないというご指摘だと思います。今、大熊町で、昨年、復興ビジョンというものを作りまして、われわれもご協力させていただいたのですが、それができまして、それを今年、復興計画という形でもう少し具体化したいという取り組みを町のほうで進められております。われわれとしては最大限協力をしていきたいと思っております。

ただ、復興計画を作るのも、正直申し上げますと、そんなに簡単なことではないと思っております。意向調査をしても、今のところお戻りになる町民の方がかなり割合として少ないという結果が出ております。その中で、今の町をどういう形で今後、利便性の高い町にしていくのか、あるいは雇用の場をどういうふうに確保していくのか、あるいは今の市街地を再整備したほうがいいのか、あるいは新しい町を、新しくまったく組み立てるような形で作るのがいいのか、いろいろな選択肢の中でどういう選択が取り得るのか、一つ一つものすごく難しいテーマだと思っております。今のところ、先ほどの大熊町さんの計画であれば、大川原にまず第1段階の復興拠点を作るという計画を立てられましたので、それに向かってわれわれとしても一緒に協力していきたいと思っております。

あともうひとつ、今、赤羽副大臣が中心となって、イノベーション・コースト構想研究会という、浜通りを廃炉関連産業、あるいはロボット産業の集積地として産業復興、あるいは雇用の場をつくれぬかという検討が進められておまして、今月末に取りまとめを行う予定であります。その後も、政府としても引き続き検討を進めるつもりでございますので、そういう形でまだまだご満足いただけるレベルには達しないところも、少しずつでも努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。どうもありがとうございます。

環境省：今のような復興全体の大きな見通しに加えまして、この中間貯蔵施設に伴う影響を緩和するための交付金というものを、環境省として措置させていただきたいと思っております。今のご質問の中では、それで何をやるのか見えないということだったと思うのですけれども、もちろん10年後にどうするかということにも使えるようなものにしていきたいと思っておりますけど、それだけではなくて、皆さんの生活の、今、避難されているという状況を含めて、その中で使えるようなものにできたらいいのではないかなと思っております。例えば一時帰宅、一時帰還の際に支援できるようなことに使えないかとか、具体的に環境省のほうでも、ただこの交付金をお金として措置するだけではなくて、中身も考えながら、そして町にも話をうかがいながら、一緒にどういうことができるかということを考えていきたいと思っております。

参加者：今日は、最初から、復興庁にしろ、環境省にしろ、トップが見えてないんですね。大臣が。なんでですか。国会の行事あるからですか。なんでこの双葉、大熊、汚染の町に来ないんですか。それを聞きたい。

あとひとつは、先ほど、境界線、境界線と言ってますけども、補償のほうには境界線ございませんよ。その辺をよく考えて、帰還困難区域、大熊町にしろ、双葉町にしろ、ぜひとも復興をもたらす、考えてほしいと思います。その辺がなんか、先ほども言ってますけども、人間の通った血が流れて見えてないと。これで終わります。

あとは山林の除染、湖沼の除染、建物の屋内の除染、これを再度しっかりしてほしい。よろしく申し上げます。以上です。

環境省：どうもありがとうございます。まず最初になぜ今日、大臣がまだ来ていないのかというお話でございます。大臣、政務官、あるいは副大臣、これまで県や町に対してお願いをしてまいりました。今回、そういうことを踏まえまして、実務的にしっかりとした説明をする場ということで、私ども大臣から言われまして、来ております。当然、私ども毎

回、大臣にもこの内容を報告をしておりますし、大臣からもきちんと説明してこいとよく言われております。そこは私ども一番、前線と申しますか、実務でやっておる人間が来ておりますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

それと区域全域、これは今日、たくさんの皆さま方からご意見いただきました。それにつきましてはしっかりと受け止めさせていただいて、血の通ったとおっしゃいましたけど、まさにそのようにご意見があったという、しっかりと受け止めさせていただきたいと思えます。あと除染について答えさせていただきます。

環境省：ありがとうございます。除染についていろいろご協力いただきましてありがとうございます。今、お話ありました、ひとつは湖とか湖沼の件でございますが、ため池の件につきましては、放射性物質の対応ということで、ため池は年に何回か、数年に何回か、日干しをしますので、そういったときに泥が被曝をするというようなこともあって、営農再開の観点から農水省さんのほうで実証事業、それから今後秋からいろいろ相対も経て対応していただくということで、環境省、農水省でため池除染について対応していく枠組みができたということでございます。

それから、山林のほうでございますけれども、こちらも林野庁が現在、いろんな取り組みをしています。環境省が行っているのは、住宅地の周りの線量をまず下げるということで、住宅地の範囲から20メートル以内の森林を除染させていただいております。その奥につきましては、これは、森林をどうやってこれから整備していく、保全していくかというような観点から、林野庁とともに様々な検証事業を行っております、間伐によって放射線を抑えられる、またはそこに土嚢を積むことによって放射線を抑えるなどを実証しています。

山の表土をはぎ取って持っていくとなると、山自体がまた崩壊の危険性もございますので、そういったところを林野庁と協力しながら現在、実証的に進めていっているのが現状でございます。ありがとうございました。

参加者：一昨日、一時帰宅をしたんですが、家の中にはもう、たたみも抜け、家具等についてはネズミやその他の害で悪臭があり、さらに野獣が入った排泄物からもう草が出ておりました。涙が出る思いで帰ってまいりました。

1点だけ質問をお願いします。最初のお話ですけれども、この会にはどういう目的で開いたのか。先ほど皆さま方についていう話はありませんが、すでにもう外堀は埋まっております。過日、われわれ町民の代表である町長さん、郡内の首長さんと知事さんが入って、

当初3カ所を予定していたこの処分場を2カ所にまとめるということで、すでに了解しておるわけですね。ということは、処分するということは、その裏には中間貯蔵施設ありきということが見えに見えてありきでした。従って、私が考えているのは前の機密保護法案のような、形だけで、つまり環境省も町長さんもおりますけども、いわゆる説明会を行ったということを裏付けるためのひとつの方法ではないか。いじわる言うんですけども、こんなふうを考えています。もう一度、今回の趣旨を分かりやすく説明をしてください。

ふたつ目、先ほど説明ありました通りですけど、今回、16回にわたって説明会を設けてはおりますが、初回から報道等によればいろんな質問が出てますし、あるいはわれわれの了解と言いますか、納得する答えはひとつもなかったという話もあるわけですね。今日でもう13回目ですか。1回でかけてる問題もあれば、ひとつぐらいはこういう問題に対してこういう答えが何かあってもいいと思うんですが、そういうのがひとつもない。ということは最初に戻って、じゃあ、どういう意味なのかということなんですね。つまり、実績を作る目的以外にないのではないかというふうな考えが、事前に浮かんだんですね。

それから、検討します。いっぱいありますね。対応します。支援します。努力してまいります。結果はいつ出るんですか。ということこれを考えれば、先ほど出てますように、もう最低でももう一度、説明会を開くようにぜひお願いしたいと思います。最後になりますが、午前中も出たと聞いておりますが、土地収用法を採用しないということ、適用しないということを明らかに明言してください。以上です。

環境省：どうもありがとうございます。本説明会の趣旨はどうなのかということ。それと、今まで出た意見についての反映はどうなのかということ、それと、その結果、今後、どうするのかというお話。これは前半のお話であったと思います。それをまとめてご説明します。

本説明会につきまして、今まで調査の結果のご説明と、調査をさせていただいてその結果、こういう中間貯蔵施設の配置、構図、安全対策、こういうのを考えておりますよということ、それに係ります土地の対応、生活再建・地域振興策などについて現時点でのわれわれの考え方の説明。それに伴いまして、こういう私どもから説明するだけではなくて、住民の皆さまから直接ご意見、あるいはご要望をお伺いできればというのが、本説明会の位置付けでございます。

もうひとつ、じゃあ、もう一度開くのかということにつきまして、やはりわれわれ、直接皆さま方になかなかアプローチもできませんし、いろんなご意見いただいております。

それについてもやはり、精査も必要だと思っておりますので、今後の進め方、プロセスにつきましては町と、あるいは県とご相談ということになろうかというように思います。

それと、最後のご意見・質問で、強制収用を行うのかということなんですけど、これはまだそういう建設ありきの話までいっておりません。従いまして、そういう話ではできませんが、現在のところわれわれは想定はしておりません。これはあくまでお願いをして、丁寧に説明してご了解をいただきながら進めていくということでございます。

環境省：すみません。補足でございますけれども、3町から2町に集約するにあたりまして、住民説明会を開催するにあたりまして、これは県、町のほうから、2町集約、あるいは住民説明会の開催イコール建設受け入れではないと、それはまったく別物であるということを強く文書でも言葉でもいただいております、われわれもそれはその通りであるという前提で臨んでおります。決してこの住民説明会を開催したことが建設にストレートにつながるということで開催させていただいているものではございません。

参加者：はい。じゃあ、もう一度伺います。私たちが皆さま方からの説明というのは、ボーリングをさせていただきますという話しか聞いてないですね。そのときに私はそのボーリングの目的というのは、中間貯蔵施設を造るためじゃないでしょうか、という何回も確認もしましたが、そうは言ってません。そうは申しておりません、と言い続けてきたんですが、先ほどの説明では調査をした結果、中間貯蔵施設が建てるのに大前提だったんでしょ。それは見え見えじゃないですか。

もうひとつ。これほど住民のことを大切するならば、意見を聞くならば、住民の過半数が反対すれば、中間貯蔵施設、やめるんですか。正しい答えをお答えください。

環境省：お答えします。以前の調査のときにはボーリングをさせていただいて、それで施設の設置ができるかどうかのご判断の材料にさせていただきませんかという話をさせていただいたと、私はそう思っております。まずは調査をしないと、その可否について分かりませんというご説明は私はさせていただいた思いがございます。それと、調査につきまして、今回はそういう意味でのご報告をさせていただいておるということでございます。

それと、過半数反対というお話ございましたが、これは私どもはとにかく頭を下げてお願いをするしかないというふうに思っております。大変申し訳ないのですが、スケジュールありきとか、あるいは建設ありきの説明会じゃないかということなんですけど、決してそういうスケジュールありき、建設ありきということではなくて、まずは説明会を開いて、現在の状況についてご説明させていただく。で、住民の皆さんのご意見をいただく場とい

うことで開催させていただいておりますので、いろんな皆さま方の意見を伺って、例えば、今のご意見ですとか、本当に貴重な意見ですので、ありがたく拝聴させていただくということでございます。ありがとうございます。

参加者：環境省さんから先ほど損失補償のお話を聞かせていただきました。今、この場でお話したいのはお金の話、1点だけです。よくぞ、満額がここの辺だとすると値切ってくれたわね、というふうに思っております。よくぞここまで値切ってくれたという考えを持っています。ただそれはそれでひとつでいいですが、大熊町並びに双葉町っていうのは、首都圏にどんと40年来ずっと電気を送ってきたわけですね。で、われわれが使う電気は東北電力の電気だと。東京で使う電気を散々送って、その揚げ句に自分が残念ながら不幸な事故がありましたと。それで皆さんそうやって3年以上、日本全国転々としているという状況です。そういうところに国から格段の高配っていうか、そういうものってあっていいんじゃないかなというふうに私は思います。

なぜこういう話を言うかと言うと、例えば、群馬県の八ッ場ダム、土地補償は1件3億ちょっとの平均あります。これは相場の5倍だそうです。あとひとつは尖閣、これは相場ですと数億円というところなんですが、二十数億円で国が買い上げた。つまり、状況、状況に応じて国は特段の高配を地権者の方にしているというふうに解釈されてもいいんじゃないかな。私はそういうふうに解釈してる。で、そういう特段の高配をしている国ですんで、ぜひ大熊町についてもそういう特段のご配慮をお願いしたい。私が言いたいのはこの1点だけです。よろしく願いいたします。

環境省：大熊町、双葉町についても特段の高配をお願いしたいというご意見、聞かせていただきました。大変申し訳ございませんが、そういうご意見があったということをご理解、私もいたしますので、ただ、八ッ場ダムとか事例ありましたけれども、なかなか他の事例というのは参考にならないという、場所も大変違うということもご理解いただければと思います。ただ、今のご意見、ご意見としてお伺いいたしましたので、どうもありがとうございました。

参加者：はい。ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただければと思います。しかしながら、大熊町、双葉町は東京に送る電気を今まで作った。ね。それって日本の産業を後ろからバックアップした土地ですよ。そういう土地の人間が、今、自分のところに住めなくなっているんだと。それも仮設のちっちゃいところについて、核家族になっちゃった。大家族が核家族になっている状況なんです。そういうことも踏まえて、住民の生

活再建、そういったことを念頭に置いて、特段のご高配を賜りたい。これで私の意見は終わります。どうもありがとうございました。

環境省：ありがとうございます。むしろ中間貯蔵施設というふうに言いますよりも、皆さま方、今日もご意見があります、生活再建、生活設計とそういうことにつながるご意見というように賜りました。本当にご不自由をおかけいたしておりまして申し訳ございません。しっかりと検討して受け止めさせていただきますので、どうもありがとうございます。

以上